令和８年１１月２日
川崎市健康福祉局

川崎市成年後見制度利用支援事業の御案内

川崎市では、収入や資産等の状況から、後見・保佐・補助開始の申立費用（鑑定費用）や、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行っています。

なお、令和８年１１月２日から、助成の対象者要件について一部変更します。

また、助成申請書等の様式を修正しましたので新様式の助成申請書等を御使用ください。

１　審判請求費用（鑑定費用）助成

（1）概要

家庭裁判所に後見開始、保佐開始又は補助開始の**審判請求をした方（以下「申立人」といいます。）**で、収入や資産等の状況から鑑定費用を負担することが困難と認められる方に対し、助成を行います。

（2）助成対象者

申立人であって、審判の対象者（被後見人等になる予定の方。以下「審判対象者」といいます。）が**次のア～ウのいずれかに該当する場合**に対象となります。

ア　生活保護受給者または、福祉事務所長から境界層該当証明書を受けている者

イ　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者（以下「中国残留邦人等支援給付受給者」といいます。）

ウ　要綱第８条第１項第３号に該当する者。具体的には、**次の(ア)～(エ)の全てに該当する方**になります。

(ア) 本人及び生計を一にする**世帯員全員が市民税非課税**であること

(イ) 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員の助成申請のあった年の**年間収入見込額合計が表（次頁）で定める基準を満たすこと**

(ウ) 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員の**資産額合計が表（下表）で定める基準を満たすこと**

(エ) 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

世帯の人数	年間収入見込額基準	資産額基準
単身世帯	１５０万円以下	３５０万円以下
２人世帯	２００万円以下	４５０万円以下
３人世帯	２５０万円以下	５５０万円以下
４人以上世帯	２５０万円に世帯員１人につき５０万円を加えた額以下	５５０万円に、世帯員１人につき１００万円を加えた額以下

※審判対象者が川崎市外の施設・病院等に入所・入院しており、入所・入院前に川崎市内に居住していた場合は、対象となる場合があります。
※川崎市以外の市町村又は団体から助成を受けられる場合は、対象となりません。

（3）助成対象経費

助成の対象となる経費は、**後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求に係る鑑定費用**です。申立・登記手数料、郵便切手代及び診断書取得費用は対象外です。

（4）助成額

助成額は、家庭裁判所に予納すべき鑑定費用の全額です。

（5）申請期間

申請期間は、家庭裁判所から予納の通知があった日から起算して**３か月以内**です。

（6）申請書類

	提出書類	A	B	C
①	成年後見制度利用支援事業助成金（審判請求費用）支給申請書	○	○	○
②	家庭裁判所に提出した後見・保佐・補助開始申立書（1/2 頁、2/2 頁）の写し	○	○	○
③	鑑定費用の予納に関する家庭裁判所からの通知の写し	○	○	○
④	請求書・支払金口座振替依頼書及び通帳の写し（表表紙、口座名義人のカタカナ氏名・支店名・口座番号が記載されたページ） ※申請者（申立人）名義の口座を指定	○	○	○
⑤	申請者と本人の続柄が確認できる書類の写し（戸籍謄本、住民票等。申請者が本人の場合は不要。）	○	○	○
⑥	被保護証明書又は境界層該当証明書（※1）	○	×	×
⑦	本人確認証の写し	×	○	×
⑧	収入・資産等申告書（審判請求費用）（別紙）	×	×	○
⑨	世帯員全員（※２）が記載された住民票の写し	×	×	○
⑩	世帯員全員（※２）について収入・資産等の内容が確認できる書類（年金振込通知書・年金額改定通知書、給与明細書、預貯金通帳（表表紙、表紙の裏の部分、１年分の取引履歴、最新の残高記載部分）、預金証書、証券会社等の口座残高等）	×	×	○
⑪	世帯員全員（※２）が市民税非課税であることが確認できる書類の写し（世帯員全員（※２）分の市民税非課税証明書、介護保険料納入通知書等）	×	×	○

Ａ＝生活保護受給者又は境界層証明を受けている者

Ｂ＝中国残留邦人等支援給付受給者

Ｃ＝要綱第８条第１項第３号に該当する者

〇＝必要　　×＝不要

※１　境界層該当証明書を受けている者については、個別にご相談ください。

※２　住民票を別にしているが同一生計である者がいる場合は、世帯員と同じ添付書類を提出して下さい。

２　後見人等報酬助成

（1）概要

収入や資産等の状況から、家庭裁判所が審判により決定した成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見人等」といいます。）の**報酬を負担することが困難と認められる方**に対し、報酬の全部又は一部を助成します。

（2）助成対象者

成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」といいます。）であって、**次のア～ウのいずれかに該当する場合**に対象となります。

ア　生活保護受給者または、福祉事務所長から境界層該当証明書を受けている者

イ　中国残留邦人等支援給付受給者

ウ　要綱第８条第１項第３号に該当する者。具体的には、**以下の(ア)～(エ)の全てに該当する方**になります。

(ア) 審判対象者及び生計を一にする**世帯員全員が市民税非課税**であること

(イ) 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員の助成申請のあった年の**年間収入見込額合計が下表で定める基準を満たす者**

(ウ) 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員の**資産額合計が下表で定める基準を満たす者**

(エ) 審判対象者が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

世帯の人数	年間収入見込額基準	資産額基準
単身世帯	１５０万円以下	３５０万円以下
２人世帯	２００万円以下	４５０万円以下
３人世帯	２５０万円以下	５５０万円以下
４人以上世帯	２５０万円に世帯員１人につき５０万円を加えた額以下	５５０万円に、世帯員１人につき１００万円を加えた額以下

※被後見人等が川崎市外の施設・病院等に入所・入院しており、入所・入院前に川崎市内に居住していた場合は、対象となる場合があります。

※川崎市以外の市町村又は団体から助成を受けられる場合は、対象となりません。

※後見人等が被後見人等の親族（配偶者、直系血族（父母・祖父母・子・孫など）、兄弟姉妹）又は川崎市が養成した市民後見人の場合は対象外です。

※被後見人等が亡くなった場合は、その方の後見人等だった方が申請できます。この場合は、本人の遺留財産が報酬額を下回る場合に対象となります。

（3）助成対象経費

助成の対象となる経費は、家庭裁判所が審判により決定した後見人等の報酬です。た

だし、**被後見人等が施設等に入所している場合は月額 18,000 円、その他の場合（在宅等）は月額 28,000 円を上限**とし、上限額を超えた部分については、助成対象とはなりません。

（4）助成額の算出方法

報酬額と助成上限額を比較して少ない額を助成額とします。

被後見人等が亡くなった後に後見人等だった方が申請する場合は、遺留財産で不足する金額と助成上限額を比較して少ない額を助成額とします。

＜被後見人等が亡くなった後の助成額の算出例＞
家庭裁判所が決定した報酬額が 400,000 円、遺留財産が 100,000 円、助成上限額が 216,000 円の場合
400,000 円－100,000 円=300,000 円（遺留財産で不足する金額）と助成上限額 216,000 円を比較し少ない額
→216,000 円が助成額となる。

（5）助成対象期間

川崎市へ助成の申請を行った日から起算して **2 年前まで**の分を助成対象期間とし、**審判が出ていてもそれ以前の分は助成しません**。

（6）申請期間

申請期間は、家庭裁判所が報酬付与の審判を行った日から起算して **3 か月以内**です。

（7）申請書類

ア　本人生存中

	提出書類	A	B	C
①	成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）支給申請書	○	○	○
②	報酬付与審判書謄本の写し	○	○	○
③	現況報告書（後見人等報酬）（別紙１）	○	○	○
④	請求書・支払金口座振替依頼書及び通帳の写し （表表紙、口座名義人のカタカナ氏名・支店名・口座番号が記載されたページ） ※原則として、申請者（被後見人等）名義の口座を指定	○	○	○
⑤	被保護証明書又は境界層該当証明書（※1）	○	×	×
⑥	本人確認証の写し	×	○	×
⑦	収入・資産等申告書（後見人等報酬）（別紙２）	×	×	○
⑧	世帯員全員（※２）が記載された住民票の写し	×	×	○
⑨	世帯員全員（※２）について収入・資産等の内容が確認できる書類 （年金振込通知書・年金額改定通知書、給与明細書、預貯金通帳（表表紙、表紙の裏の部分、１年分の取引履歴、最新の残高記載部分）、預金証書、証券会社等の口座残高等）	×	×	○
⑩	世帯員全員（※２）が市民税非課税であることが確認できる書類の写し （世帯員全員（※２）分の市民税非課税証明書、介護保険料納入通知書等）	×	×	○
⑪	登記事項証明書の写し ※保佐人・補助人が代理申請する場合は必須。また、報酬付与審判書謄本で対象期間の年月日が確認できない場合に提出	△	△	△

Ａ＝生活保護受給者又は境界層証明を受けている者

Ｂ＝中国残留邦人等支援給付受給者

Ｃ＝要綱第８条第１項第３号に該当する者

○＝必要　　△＝場合により必要　　×＝不要

※１　境界層該当証明書を受けている者については、個別にご相談ください。

※２　住民票を別にしているが同一生計である者がいる場合は、世帯員と同じ添付書類を提出して下さい。

イ　本人死亡後（特例）

	提出書類	A	B	C
①	成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬・特例用）支給申請書	○	○	○
②	報酬付与審判書謄本の写し	○	○	○
③	死亡時現況報告書（後見人等報酬・特例用）（別紙１）	○	○	○
④	本人の死亡が確認できる書類の写し （住民票除票の写し、死亡診断書等）	○	○	○
⑤	請求書・支払金口座振替依頼書及び通帳の写し （表表紙、口座名義人のカタカナ氏名・支店名・口座番号が記載されたページ） ※申請者（後見人等であった方）名義の口座を指定	○	○	○
⑥	被保護証明書又は境界層該当証明書（※1）	○	×	×
⑦	本人確認証の写し	×	○	×
⑧	収入・資産等申告書（後見人等報酬・特例用）（別紙２）	○	○	○
⑨	本人遺留財産が確認できる書類（預貯金通帳（表表紙、表紙の裏の部分、本人死亡後の葬儀費用や医療費・介護サービス利用料等の各種支払いを済ませた後の最新の残高記載部分）	○	○	○
⑩	世帯員全員（※2）が記載された住民票（除票）の写し	×	×	△
⑪	世帯員全員（※2）について収入・資産等の内容が確認できる書類 （年金振込通知書・年金額改定通知書、給与明細書、預貯金通帳（表表紙、表紙の裏の部分、１年分の取引履歴、本人死亡後の葬儀費用や医療費・介護サービス利用料等の各種支払いを済ませた後の最新の残高記載部分）、預金証書、証券会社等の口座残高等）	×	×	○
⑫	世帯員全員（※2）が市民税非課税であることが確認できる書類の写し （世帯員全員（※2）分の市民税非課税証明書、介護保険料納入通知書等）	×	×	○

Ａ＝生活保護受給者又は境界層証明を受けている者

Ｂ＝中国残留邦人等支援給付受給者

Ｃ＝要綱第８条第１項第３号に該当する者

○＝必要　　△＝取得可能な場合提出　　×＝不要

※１　境界層該当証明書を受けている者については、個別にご相談ください。

※２　住民票を別にしているが同一生計である者がいる場合は、世帯員と同じ添付書類を提出して下さい。

３　申請先

申請先は、下表のとおりです。申請される際は、下記担当課（室）まで**郵送又は持参**にて御提出ください。

	申請先
本人（※）が65歳未満の場合	**川崎市　健康福祉局　障害保健福祉部　障害計画課　地域支援担当** 【TEL】044-200-0871　【FAX】044-200-3932 【所在地】川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎１２階 【郵送先】〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
本人（※）が65歳以上の場合	**川崎市　健康福祉局　地域包括ケア推進室　認知症・権利擁護担当** 【TEL】044-200-2470　【FAX】044-200-3926 【所在地】川崎市川崎区宮本町１番地　本庁舎１２階 【郵送先】〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地

※本人とは、審判請求費用助成の場合は審判対象者、後見人等報酬助成の場合は被後見人等のことを指します。本人が知的障害又は精神障害のある方であっても、申請日時点で65歳以上の場合は地域包括ケア推進室が申請先になります。

◆申請書類は、川崎市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

トップページ→くらし・総合→高齢者福祉・介護→成年後見制度
https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000066653.html